

検査料金及び検査項目

検査項目、料金及び必要量一覧表

○清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1)一般規格

容 器	セット 項目数	項目名	料金 (税別)	必要量
金属製容器包装以外	3項目 (※1)	混濁 沈殿物 大腸菌群	3,100	1(2)個別規格の 容器から分取
金属製容器包装入り	4項目	(※1) + スズ	10,100	

(2)個別規格

種 類	セッ 項目数	項目名	料金 (税別)	必要量 (注)	
1.2.ミネラルウォーター類	1.殺菌・除菌 無	a 20℃で98kPa以上	15項目 (※2)	別表 1 40,000	製品(500mL以上で) 3本
		b 20℃で98kPa未満	17項目	別表 1 + 腸球菌 緑膿菌 57,000	製品(500mL以上で) 4本
	2.殺菌・除菌有	40項目 (※3)	別表 2	136,000	製品(500mL以上で) 4本
3.ミネラルウォーター類以外	下記以外	2項目 (※4)	ヒ素 鉛	14,000	製品(500mL以上で) 2本
	りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみ を原料とする	3項目	(※4) + パツリン	34,000	製品(500mL以上で) 3本

(注) 製品が500mL未満の場合は必要量に併せて本数を増やしてご提供願います。

2 清涼飲料水の製造基準

(1)一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りではない。

(2)個別基準

種 類	セッ 項目数	項目名	料金 (税別)	採取費用	
1.2.3.ミネラルウォーター類	1.下記 を除く	原水	5項目 (※5)	別表 3 31,800	弊社から採水場所 までの距離により 変動します。 お気軽にお問い合わせ ください。
		容器包装詰め 直後の製品	1項目	細菌数 1,900	
	2.容器包装内の二酸化 炭素圧力が20℃で 98kPa以上のものの 原水	2項目 (※6)	細菌数 大腸菌群 4,200		
	3.殺菌・除菌 有	a 原料として用いる 水	2項目 (※7)	細菌数 大腸菌群 4,200	
4ミネラルウォーター類、冷凍 果実飲料以外 a.原料として用いる水	成分規格の(2)個別規格の1,aに適合 し、製造基準の(2)個別基準の1、又は 2に適合するもの。	(※2) +	20項目	71,800	
		(※5) (※2) +	17項目	44,200	
	成分規格の(2)個別規格の2及び製造基 準の(2)個別基準の3、a に適合するも の。	(※3) +	42項目	140,200	

【別表1～別表3】

別表1 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分規格

No.	項目名
1	アンチモン
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）
12	亜硝酸性窒素
13	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
14	フッ素
15	ホウ素

別表2 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

No.	項目名
1	アンチモン
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	亜鉛素酸
12	塩素酸
13	クロロホルム
14	残留塩素
15	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）
16	四塩化炭素
17	1,4-ジオキサン
18	ジクロロアセトニトリル
19	1,2-ジクロロエタン
20	ジクロロメタン
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
22	ジブロモクロロメタン
23	臭素酸
24	亜硝酸性窒素
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
26	総トリハロメタン
27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン
29	トルエン
30	フッ素
31	ブロモジクロロメタン
32	ブロモホルム
33	ベンゼン
34	ホウ素
35	ホルムアルデヒド
36	有機物等(全有機炭素)
37	味
38	臭気
39	色度
40	濁度

別表3 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の製造基準

No.	項目名
1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌
2	腸球菌
3	緑膿菌
4	大腸菌群
5	細菌数